

令和 8 年度沖縄県盛土規制法基礎調査業務委託 特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 適用

- (1) 本特記仕様書は、沖縄県が行う「令和 8 年度沖縄県盛土規制法基礎調査業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) 本業務は、本特記仕様書によるほか、委託契約書、共通仕様書に基づき実施するものとする。
- (3) 本業務着手前に本特記仕様書を十分理解し、調査職員と十分打合せを行い、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議し、その指示を受けなければならない。

第 2 条 業務目的

令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・財産を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」が令和 5 年 5 月に施行された。

盛土規制法では、都道府県知事が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することや、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事の許可の対象にすること等が新たに定められている。

本業務は、盛土規制法第 4 条に基づく基礎調査（既存盛土調査）を実施するものである。

第 3 条 履行場所

本業務の対象区域は、沖縄県内全域（那覇市の区域を除く）2,241 km²とする。

第 4 条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日までとする。

第 5 条 準拠法令等

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各種法令及び規則等に準拠して実施する。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）
- (2) 都市計画法
- (3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- (4) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

- (5) 農業振興地域整備法（昭和 44 年法律第 58 号）
- (6) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- (7) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- (8) 砂防法
- (9) 地すべり等防止法
- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (12) 盛土規制法 盛土等防災マニュアル
- (13) 盛土規制法 盛土等防災マニュアルの考え方
- (14) 盛土規制法 基本方針（令和 5 年 5 月農林水産省・国土交通省）
- (15) 盛土規制法 基礎調査実施要領（規制区域指定編）（令和 5 年 5 月国土交通省）
- (16) 盛土規制法 基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説（令和 5 年 5 月国土交通省）
- (17) 盛土規制法 宅地造成防災区域指定要領
- (18) 盛土規制法 基礎調査実施要領（既存盛土調査編）（国土交通省）
- (19) 盛土等の安全対策推進ガイドライン（国土交通省）
- (20) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省）
- (21) 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン
- (22) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (23) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- (24) 沖縄県県土保全条例
- (25) その他関係法令及び規則等

【盛土規制法に係る各種法令及び規則等の参考 URL】

・国土交通省

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

・農林水産省「盛土等の安全対策」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>

・林野庁「盛土等の安全対策」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>

ただし、国の公表資料の内容に修正等があった場合、その適用について都度、発注者と協議するものとする。

第6条 業務計画書等の提出

(1) 受託者は、本業務の着手にあたり業務着手届、工程表、管理技術者及び照査技術者届、業務計画書等を業務着手前に提出するものとする。

(2) 関連業務との連携について

本業務の実施に当たっては、同時期に沖縄県内で実施予定の以下の基礎調査業務の発注者、受注者と緊密に連携し、調査方法及びデータ型式等の整合を図るものとする。

また、本業務におけるデータは GIS 上で作成及び管理するものとし、受発注者相互のデータ送受信や資料作成等も GIS データを必要に応じて利用することを基本とする。

関連業務

- ・（仮称）令和 8 年度那覇市盛土規制法基礎調査業務委託
- ・ 令和 8 年度沖縄県盛土等情報管理システム構築業務委託

第 7 条 管理技術者、照査技術者

(1) 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（選択科目「建設－河川砂防及び海岸・海洋」、「建設－都市及び地方計画」、「建設－土質及び基礎」、「応用理学－地質」、「森林－森林土木」又は「農業－農業農村工学」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・ 技術士（建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市及び地方計画」、「建設－土質及び基礎」、「応用理学－地質」、「森林部門－森林土木」又は「農業部門－農業農村工学」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・ R C C M（「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市計画及び地方計画」、「土質及び基礎」、「地質」、「森林土木」又は「農業土木」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

第 8 条 技術者の選任

受注者は、本業務の内容について十分熟知した高度の技術を有する者を選任し、作業にあたらせるものとする。

第 2 章 業務内容

第9条 概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備・業務計画書の作成
- (2) 経過観察
- (3) 新たに確知した既存盛土の現地調査等
- (4) 令和6年度・令和7年度既存盛土調査地の追加調査
- (5) 報告書作成
- (6) 打ち合わせ協議
- (7) 衛星画像調達

第10条 業務内容

- (1) 計画準備・業務計画書の作成

受注者は、本業務の目的を十分に把握し、業務内容を理解するとともに、調査概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を内容とする業務計画書を作成し、提出のうえ承認を受けるものとする。

- (2) 経過観察

規制区域候補地内で抽出した既存盛土で、安全性把握の優先度評価の優先度ランクがS、A1、A2、A3、B1、B2と判断された箇所について、『盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 I 編－8. 経過観察』に準じ、現地での近接目視による経過観察（詳細）を実施すること。経過観察結果は、箇所毎の優先度評価の再評価とカルテの更新に反映させる。調査箇所数は下記のとおりとする。

(R6、7 抽出盛土のうち優先度評価がS～B評価となった29箇所)

- (3) 新たに確知した既存盛土等の調査

①令和6年度・令和7年度に実施した既存盛土等調査で抽出されていない、通報・情報提供等のあった既存盛土等について、現地調査の上、既存盛土等への該当有無の判断を実施すること。該当とした場合、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価を実施すること。

②他法令に基づく許可を得た事業現場について、現地調査の上、既存盛土等への該当有無の判断を実施すること。該当とした場合、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価を実施する。

②に関し、許可範囲外行為の可能性のある箇所の絞り込み及び事業行為者からの立ち入り承諾の取得は発注者で行う。

①、②とも調査結果は一覧表、分布図、カルテにとりまとめること。

箇所数：10箇所（想定）

通報等により増減があった場合設計変更対象とする。

(4)令和6年度・令和7年度既存盛土調査地の追加調査

令和6年度・令和7年度既存盛土調査で、“今後確認が必要”に位置付けられた17箇所のうち、令和7年度までに立ち入り調査が未実施の箇所について、立ち入りにより現地調査を実施する。調査結果は一覧表、分布図、カルテにとりまとめること。

立ち入り調査の許可等の事前手続きは発注者にて行う。

調査地1：本部町崎本部（既存盛土等ID:301 別紙1位置図のとおり）

(5)報告書作成

本業務の内容及び結果を取りまとめ報告書とする。また、業務実施段階で明らかになった課題や対応案などについても記載する。

(6)打ち合わせ協議

本業務の円滑な遂行を図るため、少なくとも①業務着手時、②中間打合せ時(3回)、③業務完了時の5回行うものとする。

また、打合せを行う場合においては、管理技術者が参加（WEBも可）するものとする。

なお、受注者は業務計画書及び関係資料を基に発注者と綿密な協議を行い、作業実施の方針並びに工程を明確にするとともに、作業実施中においても必要に応じ十分な打合せを行い、適宜、資料の提供を行うものとする。

(7)衛星画像の調達

規制区域の指定を行う沖縄地域において、指定日の現況を把握するために衛星画像の調達を行う。撮影時期は可能な限り規制開始直後のもの。

衛星画像種別：アーカイブ（既存データ）およびSPOT衛星（新規撮影）

画質：地上分解能は1.5m程度とし、画素間隔は1.5mとする。

色調等：4バンドを満たすもの（赤、青、緑、近赤外）

ビット数：16ビット

フォーマット：GeoTIFF形式

雲量：10%以下

調達範囲：別紙2のとおり（沖縄本島地域 約3180km²）

※航空写真の撮影範囲の関係上、規制区域面積と一致しない。

数量は精査により変更協議するものとする。

第11条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書（紙、ドッジファイル形式）2部
- (2) 報告書原稿データファイル（MicrosoftOffice（docx 形式を基本））一式
- (3) 確定版規制区域図 A3 版（縮尺 1/25, 000 程度、市町村毎）一式
- (4) GIS データ（Shape ファイル形式：システム※搭載形式）一式
- (5) 業務に係る収集データ等のデータファイル一式
- (6) 衛星画像
- (7) その他、発注者が指示するもの

電子媒体については、電子納品要領に基づいて作成した電子データを電子媒体 HDD 等により提出するものとする。要領等で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」等を参考とする。

第3章 その他

第12条 成果品の帰属

成果品の所有権はすべて発注者のものとし、発注者の承認を得ずして、公表、貸与、使用してはならない。

第13条 疑義

本業務において疑義を生じた場合は、速やかに協議すること。

また、数量変更や設計内容等の変更が生じた場合は、設計変更について協議を行うこと。

第14条 設計根拠の明示

本業務に用いる考え方、設計手法、設計基準等についてはその根拠を明確にするとともに、使用した文献についても報告書に明記する。

第15条 旅費

本業務における旅費交通費及び宿泊費は、予算の範囲内で実績に基づき精算による設計変更を予定している。

第16条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第17条

その他、契約図書に定めのない事項については受発注者協議の上定める。